



門川町保健福祉大会開催

～3年に1度のあの大会がやってきた！～

日時：7月8日（日）午前9時30分～12時

会場：門川町総合文化会館

内容：式典 表彰（町長表彰、社協会長表彰、共同募金会会長表彰）

講演「夢を見る力 自分を愛して、自分を信じて」

トーク&コンサート さらなる一步を踏み出そう！

立木早絵（たてき さえ）氏

1992年 和歌山県生まれ。

2歳の時に病気が原因で失明する。

2008年以降4年連続「24時間テレビ愛は地球を救う」内の企画に参加し、津軽海峡縦断リレー、トライアスロン、アフリカ最高峰キリマンジャロ登頂に成功する。

現在はシンガー・ソングライターとして活動中。



門川町社会福祉協議会は昭和28年設立し、昭和43年3月に社会福祉法人として認可され、旧老人福祉館にて地域福祉、在宅福祉事業をおこなってきました。平成5年に総合福祉センターに拠点を移し、町民の皆様、関係福祉団体、行政機関等の深いご理解、ご支援をいただきながら事業を展開し、今年で法人認可50周年を迎えました。今後も、多職種と連携・協働により「住民主体」を基本とした地域福祉事業を推進してまいります。



総合相談センターだより

Q 境界をこえた枝は切り取れるか

隣の家の桜の木の枝が私の家の敷地まで張り出しているため、落葉などで庭の清掃がたいへんです。枝を切ってくれるよう申し入れましたが応じてくれません。私の敷地に張り出している枝を私が勝手に切り取ってもよいでしょうか。

A 境界をこえて張り出している枝については、その所有者に対して枝を切るように請求することは、できますが、勝手に切り取ることはできません。

●境界をこえた枝

隣家の木の枝が境界をこえて敷地内にまで張り出してきた場合、その所有者に対して越境している枝の切り取りを請求することができます。相手は越境している枝を切り取るほかに、木を植えかえたり、枝を矯正して枝の越境を解消することもできますから、枝が境界をこえて張り出しているからといって勝手に切り取ることは許されません。

●請求する相手は、木の所有者

越境している枝の切り取りを請求する相手はその所有者です。なお土地の所有者がその土地に植わっている木の所有者であるのが原則です。その木の植わっている土地をたんに賃借しているだけで木の所有者でない者に対して、切り取りを請求することはできません。その枝を切る権限は、木の所有者にあるからです。

●権利の濫用

木の枝が境界をこえて張り出している場合、なんら土地使用のさまたげとなっていない場合にも越境している枝の切り取りを請求することができるのでしょうか。土地の所有権は、土地の上下におよぶのが原則です。枝が越境していれば土地の所有権を侵害していることになりますから、越境している枝の切り取りを請求できるのが原則です。しかし権利の行使があってもその濫用は許されないというのが、法の大原則です。どのような場合が権利の濫用に当たるかについては、社会通念にてらして合理的に判断されることになりますが、枝が境界をこえて張り出していることによってこうむる被害の程度と枝を切るることによ

て木の所有者に生じる不利益との比較衡量が、重要な判断の要素になると考えられます。

具体的には、境界を越えて枝が張り出しているために隣地の落葉などで多少の迷惑が生じていても、隣地の使用はなんら制限されていないという場合に、枝を切り取ったり、植えかえることによって木が枯れてしまう可能性が大きいとか、その木が由緒のある古木であって特徴のある枝ぶりが失われるというときは、その枝の切り取りを請求することは権利の濫用に該当する可能性がありますと思われる。しかし、一般の庭木などが境界を越えて、その枝を張り出しており、それによって建築が制限される場合はもとより、落葉などがはなはだしいため庭の清掃がたいへんだというような場合、その枝の切り取りを請求したからといって権利の濫用には、なりません。

●損害賠償の請求

境界をこえた木の枝によって日照が悪くなったり、落葉などで雨どいがつまるなどしたために損害をこうむることがあります。この場合、その木の所有者に対して、越境した枝の切り取りのほかに、損害賠償の請求をすることも可能です。

●相手方が応じない場合

相手方が越境している枝の剪除やこうむった損害の賠償に応じない場合は、訴訟や調停などによって解決することになります。相手方が越境している枝を切らないからといって法律の手続きによらず勝手に切り取ってしまうことは、権利の行使であっても実力行使は、許されないという自力救済の禁止に違反して、許されませんので注意してください。

悩みごと相談

誰でもある悩みごと、
ひとりで抱えず
ご相談ください。

◆通常の相談

●時間9:00～16:00
直通 ☎63-2143
又は ☎63-7210へ

◆弁護士無料法律相談

今月は 13:30
6月19日(火) 16:30

■相談無料
■秘密厳守

※予約が必要です。お早めに…

【編集後記】

6月になりました。一年の折り返しの月になります。
あらためて、時の流れの早さを実感しています。
今年の目標、達成できるかな…
(はる)

寄付のお礼

平成30年5月7日届出まで

一般寄附

カラオケスタジオ18番 第7回チャリティ歌と踊りの祭典開催に伴う寄附 金一封

香典返し寄付

()は故人 故人のご冥福をお祈り申し上げます。

河村 泰司様（司 様）宮ヶ原 金一封
松永 忠隆様（サダエ様）平城西 3万円
多田ノブ子様（豊 様）西栄町 3万円
佐藤 敏子様（芳 雄様）東栄町 金一封
廣本 幸子様（照 様）南町1区 3万円



上記の皆様より社会福祉事業にご寄付いただきました。ここに厚くお礼申し上げます。使途につきましては、その趣旨にそいまして有効に活用させていただきます。尚、この欄は、寄付者の掲載意思を尊重（確認）した上で掲載させていただきます。



門川町地域包括支援センター

おとじま通信

地区のいきいきサロンへお伺いいたします。

介護予防教室



★お困りごとはないですか？ 聞きたい話は…ありませんか？



◎その他レクリエーションなど、ご要望・ご相談に応じています。

職員紹介



所長補佐 兼 主任
(認知症担当)
神井 美穂



主任
(介護予防担当)
道前 真樹



主事
(介護予防担当)
日吉 あゆみ



主事
地域活動支援センター
梶原 ヒサミ

よろしく
お願いします。



・門川町地域包括支援センター
・障がい者相談支援事業所

電話 63-1129
月～金 8:30～17:15
*土・日 祝祭日休み

助成事業のお知らせと募集

募集締切／6月30日(木) ※詳しくは、地域福祉係までお願いします。

福祉団体等助成事業

本会では、町民の皆様からの寄付及び募金など貴重な財源を活用し、下記の団体を対象に活動費を助成します。

☆対象事業☆ 町内に所在し、住民の福祉の向上ために活動する団体

※但し、以下の場合は、対象になりません。

- (ア) 役員等の手当など人件費 (イ) 定例会における飲食費等の運営費
(ウ) お見舞金などの現金での報酬やサービス (エ) 他の公的助成の対象となるもの
(オ) 政治活動及び宗教活動



高齢者スポーツ活動助成事業

シニアスポーツ大会をととして、生きがいづくりと健康増進活動、シニアスポーツの推進を目的として、下記の事業を対象に助成します。

※シニアスポーツとは、ゲートボール、グラウンドゴルフ、四半的、ペタンク等



☆対象事業☆

- ①町内に住所を有するシニアスポーツ団体が、会員以外の地域住民とともに開催する大会
②シニアスポーツ協会が主催する大会

※助成額については、お問い合わせください。

※高齢者クラブや地区の福祉推進委員会の活動は助成の対象となりません。



社会福祉協議会 会費納入についてのお願い

昭和 59 年から、地域住民とともに地域福祉を推進するという観点から「住民会員制度」を行っています。

【一般会費】各世帯から 360 円

【賛助会費】社協活動に賛同いただく個人・企業等から一口 1,000 円

納入にあたっては、地区会長、民生委員の皆様のご理解、ご協力をいただいております。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

今月の脳トレ

Q. 下記のイラストで該当する都道府県をそれぞれお答えください。

①



わからないの!?

えっ!?

②



分かった人は、はがきにキーワードを書いて社会福祉協議会に送ってね。
正解者の中から 10 名の方に社協グッズをプレゼントします。

【送り先】

〒889-0605 宮崎県東臼杵郡門川町庵川西 6 丁目 60 番地

「門川町社会福祉協議会 クイズ係」

「官製はがき」に、答え、郵便番号、住所、氏名、TEL、一言メッセージを書いて送ってね。

先月の答えは、

一刻千金

【応募締切】6月30日必着